

設計監理料の算定について

報酬の目安として…

建築士法第25条の規定及び[国土交通省 告示第15号](#)（← PDFファイルが開きます。5.1M）に建築士がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が規定されていますが、当事務所では独自に料金計算を設定しております。

一般的に採用されている「工事費×〇〇%」ではなく、

「床面積（㎡）×〇〇円」でご相談をお受けしております。

【木造住宅設計（新築）の場合】※算定例

20,000円/㎡ を基準としています。

例えば、延べ床面積30坪（約100㎡）新築木造住宅の場合
 $100\text{㎡} \times 20,000\text{円}/\text{m}^2 = 2,000,000\text{円}$ となります。

※100㎡（約24坪）未満の場合は、一律2,000,000円になります。

工事費から設計監理費用を算出する場合、一般的に実施設計後でなければ工事費が確定できず、設計監理費用も決まりません。当事務所では、お考えの住宅の規模から設計監理費用が把握できますので、報酬額が明瞭で予算計画が立てやすく、合理的で解り易いというメリットがあり、初期段階からご安心頂けます。

また、費用の発生は設計監理契約を結んでからなりますので、それまでのご相談は[無料](#)でお受けしております。（注：相談内容により、事前告知の上で実費が発生する事もあります。）

住宅以外の建物新築（店舗・事務所・医院 etc…）

その他リフォーム・リノベーションについては別途お見積りさせていただきますので、お問合わせ下さいませ。

（参考：総工事費×8%～12%前後）

上記はあくまで概算の算定例です。当事務所では、設計監理料のお見積りをはじめ建築にかかる全ての諸費用を含めた「資金計画書」を提出致します。どうぞ、お気軽にお問合わせ下さい。



設計監理料の内訳として

- 1・基本計画案・模型製作などの基本設計図書作成、及び実施設計図書作成
- 2・予算調整及び建設業者の選定、斡旋
- 3・工事監理及び施工図チェック、各種検査立会い
- 4・銀行融資などの資料作成及び代行（住宅ローン手続きのお手伝いは無料）
- 5・その他建物をつくるにあたり関係する事全般

別途費用となるもの

- ・混構造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造（特殊構造のものに限る）の構造設計
- ・確認申請、検査申請等の書類作成手続き及び申請手数料（印紙代）
- ・開発行為等の各種許認可申請手続き
- ・遠隔地（近畿圏以外）の交通費等
- ・地盤調査費用（木造住宅の場合：約5万円程度）
- ・消費税8%（2014.4月 現在）

設計監理料のお支払いについて（参考）

- 1回目 設計・工事監理委託契約時（設計監理料の約25%）
- 2回目 実施設計終了時（設計監理料の約25%）
- 3回目 工事着工時（設計監理料の約25%）
- 4回目 完成お引き渡し時（設計監理料の約25%）

お支払い時期、回数、パーセンテージは原則ですが、お打合せにより決定致しますので、お気軽にご相談下さい。

